

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

ページ

○ 行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(行政評価室)	一
○ 子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則の一部を改正する規則	(子ども家庭課)	一
○ 県有林規則の一部を改正する規則	(森林整備課)	二
○ 優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	二
○ 優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○ 告 示		
○ 道路の供用開始	(道路課)	二
○ 都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○ 土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	三
○ 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	三
○ 選挙管理委員会		
○ 政治団体の収支報告書の要旨の訂正		四
○ 公安委員会		
○ 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		四
○ 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		七
○ 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則		八

規則

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十一号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「審議する議会の招集の日」を「の議案を提出する日」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 政策評価は、政策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、施策の進捗状況等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

2 施策評価は、施策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、達成度、満足度等及び社会経済情勢並びに事業の実績及び成果等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

第七条第二項中「達成度、満足度等及び社会経済情勢の変化」を「施策の進捗状況等」に改め、「かつ厳格」を削り、同条第三項中「施策評価は」の下に、「達成度、満足度等、社会経済情勢」を加え、「及び成果」を、「成果等」に改め、「施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系等を考慮して、有効性、効率性等の観点から」及び「かつ厳格」を削る。

第八条の見出し中「県民満足度調査」を「社会調査」に改め、同条中「県民満足度調査」を「社会調査」に、「一般県民満足度、有識者満足度調査及び対象者満足度調査」を「県民意識調査及び対象者意識調査」に改める。

第九条の見出し中「県民満足度調査」を「社会調査」に改め、同条第一項中「県民満足度調査」を「県民意識調査」に改め、同条第三項中「対象者満足度調査」を「対象者意識調査」に、「一般県民満足度調査及び有識者満足度調査」を「県民意識調査」に改める。

第十条の見出し中「県民満足度調査」を「社会調査」に改め、同条中「県民満足度調査」を「社会調査」に改め、同条第一号中「一般県民満足度調査」を「県民意識調査」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「対象者満足度調査」を「対象者意識調査」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則の一部を改正する規則

子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則(平成十八年宮城県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「保健子どもセンター所長」を「児童相談所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則別記様式は、当分の間、改正後の子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則の規定によるものとみなす。

県有林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

県有林規則の一部を改正する規則

県有林規則(平成元年宮城県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出しを、「(林産物の処分等)」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前各号のほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の処分により損失が生じる場合の補償については、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良住宅認定事務施行細則(昭和四十九年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
第一条及び第二条中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二」に、「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二」に、「第62条の3第4項第15号二」を「第62条の3第4項第16号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良宅地認定事務施行細則(昭和四十九年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
第一条及び第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改める。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「第31条の2第2項第13号八及び第62条の3第4項第13号八」を「第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

選挙管理委員会

公安委員会

○阿賀野道告示第二十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第五十四号）第十一條第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十九年阿賀野道告示第二十七号の一節を次のように改める。

平成二十二年三月十八日

阿賀野道選挙管理委員会

教 官 長 野 田 久 雄

今般東の部の平成十八年分収支報告書の取組の

2 区入・夜田の区監の

(1) 区入の区監の

〔輸送の区監〕へ 個人からの輸送に

「加藤 公一 120,000円 東京都東村山市」を「加藤 公一 120,000円 東京都東久留米市」

に、

「近藤 昭一 240,000円 愛知県名古屋市天白区」を「近藤 昭一 240,000円 愛知県名古屋

市緑区」に、

「山井 和則 60,000円 京都府城陽市」を「山井 和則 60,000円 東京都千代田区」に、

「枝野 幸男 120,000円 埼玉県さいたま市大宮区」を「枝野 幸男 120,000円 東京都千代

田区」に、

「篠原 孝 60,000円 長野県長野市」を「篠原 孝 60,000円 長野県中野市」に、

「神本 美恵子 120,000円 福岡県福岡市東区」を「神本 美恵子 120,000円 福岡県春日市」

に、

「水岡 俊一 120,000円 兵庫県神戸市中央区」を「水岡 俊一 120,000円 兵庫県神戸市西

区」に、

「赤松 広隆 240,000円 愛知県名古屋市中村区」を「赤松 広隆 240,000円 愛知県名古屋

市中川区」に、

「千葉 景子 240,000円 神奈川県横浜市中央区」を「千葉 景子 240,000円 神奈川県横浜

市保土ヶ谷区」に、

「平岡 秀夫 120,000円 山口県岩国市」を「平岡 秀夫 120,000円 東京都千代田区」に改

める。

○宮城県公安委員会規則第2号
 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成20年3月18日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号才中「標章」の次に「（他の都道府県公安委員会が同様の事由により駐車規制の対象から除く車両として指定した標章を含む。第7号ウにおいて同じ。）」を加え、同号カ中「標章」の次に「（他の都道府県公安委員会が同様の事由により駐車規制の対象から除く車両として指定した標章を含む。第7号エにおいて同じ。）」を加える。

第15条第1項中「安全運転管理者に関する届出書2通」を「安全運転管理者に関する届出書」に、「副安全運転管理者に関する届出書2通を、」を「副安全運転管理者に関する届出書を」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「選任の」を加え、同項第4号中「選任の前日1月以内の発行日付のものとする」を「届出前1月以内に発行されたものに限る」に改め、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものである。

第15条第3項の次に次の1項を加える。
 4 第1項の解任の届出をする場合は、同項の届出書に当該届出に係る安全運転管理者等が前項の規定により交付されていた安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を添付するものとする。

第18条第1項中「安全運転管理者に関する教習申請書2通を、」を「安全運転管理者に関する教習申請書を」に改め、同条第3項中「安全運転管理者等に関する認定申請書2通を、」を「安全運転管理者等に関する認定申請書を」に改める。
 別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区	間

松 公 司 客 車 線

1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金城方馬合手柄地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金城有壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	仙台市太白区長町五丁目408番2号先から仙台市青葉区本町9番2号先まで
5	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1号先から栗原市築館源光101番7号先まで
6	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から亶沼市藤波二丁目7番1号先まで
7	一般国道6号(仙台東部道路)	亶理郡亶理町達隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先まで
8	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から気仙沼市松川149番先まで
9	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先から宮城郡利府町春日字山岸2番3号先まで
10	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1号先から石巻市桃生町倉坪字新道の沢3番1号先まで
11	一般国道47号	大崎市古川字本陣島256番1号先から大崎市鳴子温泉字西原33番4号先山形県境まで
12	一般国道47号(仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から宮城郡利府町沢乙字限沢35番88号先まで
13	一般国道108号	亶田郡亶谷町字下道78番1号(南向側)から大崎市古川字上古川屋敷77番1号先まで
14	一般国道286号	仙台市太白区長町七丁目201番23号先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
15	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
16	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40号先まで
17	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1号地先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1号地先まで
18	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2号地先から宮城郡利府町利府字新塩橋116番1号地先まで
19	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢乙字限沢4番5号地先から黒川郡大和町落合舞野字渉戸栗95番3号地先まで
20	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2号地先から宮城郡松島町根廻字桐田15番1号地先まで

21	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3号先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20号先まで
22	主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1号地先から多賀城市町前一丁目186番地先まで
23	主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2号先から仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
24	主要地方道塩釜亶理線	名取市関上一丁目無番地先から亶沼市下野郷字新田1番2号地先まで
25	主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1号地先から亶理郡亶理町字日館61番21号地先まで
26	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から塩竈市港町二丁目127番地先まで
27	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1号先から名取市植松字新橋105番1号地先まで
28	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1号先から仙台市宮城野区高砂一丁目31番7号先まで
29	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7号地先から塩竈市港町一丁目75番地先まで
30	主要地方道仙台南ノソク一線	仙台市若林区今泉字二本西25番1号先から仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで
31	主要地方道仙台南ノソク一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
32	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2号地先から塩竈市七ヶ浜町遠山四丁目12番195号地先まで
33	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1号地先から多賀城市栄四丁目13番3号地先まで
34	一般県道亶理ノソク一線	亶理郡亶理町達隈牛袋字北新丁20番2号地先から亶理郡亶理町
35	一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1号地先から岩沼市末広二丁目340番4号地先まで
36	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町膏谷台四丁目41番6号地先から宮城郡利府町神台沢字化粧城66番1号地先まで
37	市道元寺小路福室線(その2)	仙台市宮城野区若竹四丁目270番3号先から仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11号先まで
38	市道元寺小路福室線(その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1号先から仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12号先まで
39	市道鵜ケ谷仙台北港線(その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1号先まで
40	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5号先から仙台市太白区郡山四丁目156番1号先まで

41	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
42	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
43	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根7番1先まで
44	市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上三丁目15番1先まで
45	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
46	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
47	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大159番1先から 岩沼市押分字新大1422番1先まで
48	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
49	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
50	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
51	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目2番10号先から 仙台市宮城野区港三丁目3番5号先まで
52	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号(第15条関係)

安全運転管理者証

第 号

写 真

押し出し

スタンプ

事 業 所
住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日 生

上記の者は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

副 安 全 運 転 管 理 者 証

第 号

写 真

押し出し

スタンプ

事 業 所

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 生

上記の者は、道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月18日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条 生活安全企画課の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、同条生活環境課の項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

(1) 警備業の規制に関すること。

(2) 質屋営業及び古物営業の規制に関すること。

(3) 探偵業の規制に関すること。

第14条の見出し中「科、係」を「係等」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「係の名称及び」を「班及び係の名称並びに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 警察本部の課等に班及び当該班の係を置くことができる。

第17条第1項の表中

少 年 課	少年事件捜査指導官	少年課長の命を受け、少年事件捜査に関する事務を掌理し、少年課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
-------	-----------	---

少 年 課	少年事件指導官	少年課長の命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する事務を掌理し、少年課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
-------	---------	--

課 等	課長補佐	課長等の命を受け、課等の事務を整理し、課長等を補佐する。
-----	------	------------------------------

課 等	課長補佐	課長等の命を受け、課等の事務を整理し、課長等を補佐する。
-----	------	------------------------------

所 長 補 佐

生活安全企画課	情報発信官	生活安全企画課長の命を受け、各種犯罪情報の分析、奥民に対する情報発信等に関する事務を整理し、生活安全企画課長を補佐する。
---------	-------	--

を

生活安全企画課	情報発信官	生活安全企画課長の命を受け、各種犯罪情報の分析、奥民に対する情報発信等に関する事務を整理し、生活安全企画課長を補佐する。
---------	-------	--

に、

地域課	地域指導官	地域課長の命を受け、地域警察の指導及び監督に関する事務を整理し、地域課長を補佐する。
-----	-------	--

通信指令課	通信指令官	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を掌理し、通信指令課長を補佐する。
-------	-------	-------------------------------------

を

通信指令課	通信指令官	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を整理し、通信指令課長を補佐する。
機動警ら隊	職務質問技能指導班長	機動警ら隊長の命を受け、職務質問技能の指導等に関する事務を整理し、機動警ら隊長を補佐する。

に改

める。

附 則

この規則は、平成20年3月26日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第14条の改正規定及び第17条第1項の改正規定

通信指令課	通信指令官	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を掌理し、通信指令課長を補佐する。
-------	-------	-------------------------------------

を

通信指令課	通信指令課	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を整理し、通信指令課長を補佐する。
機動警ら隊	職務質問技能指導班長	機動警ら隊長の命を受け、職務質問技能の指導等に関する事務を整理し、機動警ら隊長を補佐する。

に改

める部分に限る。)は、平成20年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第4号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月18日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

塩釜警察署	利府交番	宮城郡利府町中央三丁目10番地4
	多賀城交番	多賀城市鶴ヶ谷一丁目5番1号

を

塩釜警察署	利府交番	宮城郡利府町中央三丁目10番地4
	多賀城交番	多賀城市鶴ヶ谷一丁目5番1号
	南宮交番	多賀城市山王字前田12番地の4

に改

める。

別表第2中

塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号
	南宮駐在所	多賀城市山王字前田12番地の4
塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号
	中埜駐在所	遠田郡美里町中埜字卯時18番地
	中埜駐在所	遠田郡美里町中埜字卯時18番地

に、

「 築館警察署	志波姫駐在所	栗原市志波姫沼崎東原21番地3	を
「 築館警察署	志波姫駐在所	栗原市志波姫沼崎東原20番地3	に改

める。

別表第4仙台東警察署の表苦竹交番の項中「、小鶴（内沼）及び「（梅田）」を削り、同表東仙台交番の項中「（内沼を除く。）」を削り、「新田四丁目まで」の次に「、新田東一丁目から新田東五丁目まで」を加え、「、原町苦竹（館前及び北谷地下）」を削り、同表高砂交番の項中「、出花二丁目」を「から出花三丁目まで」に改める。

別表第4泉警察署の表長命ヶ丘交番の項中「上谷刈三丁目」を「上谷刈六丁目」に改め、同表将監交番の項中「、明石南一丁目から明石南五丁目まで」を削り、「将監十三丁目まで」の次に「、将監殿一丁目から将監殿五丁目まで」を加え、「、寺沢」を削り、同表向陽台交番の項中「市名坂」を「明石南一丁目から明石南六丁目まで、市名坂」に改め、「向陽台五丁目まで」の次に「、七北田（寺沢）」を加え、同表泉ヶ丘駐在所の項中「将監殿一丁目から将監殿五丁目まで」を「大沢一丁目から大沢三丁目まで」に改める。

別表第4塩釜警察署の表尾島町交番の項中「、浦戸朴島」を削り、「貞山通三丁目まで」の次に「、中の島」を加え、同表新浜町交番の項中「千賀の台三丁目まで」の次に「、長沢」を加え、「、藤倉」を削り、同表利府交番の項中「、須賀」を削り、「浜田、藤田」を「葉山一丁目、葉山二丁目」に改め、同表多賀城交番の項中「高崎三丁目まで」の次に「、高崎」を、「東田中二丁目」の次に「、東田中」を、「ノヽ幡四丁目まで」の次に「、八幡」を加え、同項の次に次のように加える。

南宮交番	多賀城市のうち 市川、浮島一丁目、浮島二丁目、浮島、山王、城南一丁目、城南二丁目、高橋一丁目から高橋五丁目まで、高橋、南宮、新田
------	---

別表第4塩釜警察署の表大代駐在所の項中「、笠神四丁目」を「から笠神五丁目まで」に改め、同表南宮駐在所の項を削る。

別表第4岩沼警察署の表署所在地交番の項中「大昭和」の次に「、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで」を加え、同表千貫駐在所の項中「平等三丁目」を「平等四丁目」に改める。

別表第4大和警察署の表富谷交番の項中「もみじヶ丘三丁目まで」の次に「、杜の丘一丁目から杜の丘三丁目まで」を加え、「、小野」を削り、「ひより台二丁目」の次に「、杜乃橋一丁目、杜乃橋二

丁目」を加える。

別表第4石巻警察署の表石巻駅前交番の項中「宇南谷地」を「南谷地」に改め、同表大街道交番の項中「門脇」を「大街道北一丁目から大街道北四丁目まで、大街道西一丁目から大街道西三丁目まで、大街道東一丁目から大街道東四丁目まで、大街道南一丁目から大街道南五丁目まで、門脇」に改め、「重吉町」の次に「、築山一丁目から築山四丁目まで、中浦一丁目、中浦二丁目」を、「中島町」の次に「、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目」を、「南光町二丁目」の次に「、新館一丁目から新館三丁目まで」を、「三河町」の次に「、三ツ股一丁目から三ツ股四丁目まで」を加える。

別表第4遠田警察署の表署所在地交番の項中「青生」の次に「、一本柳、内役田、駅東一丁目から駅東三丁目まで、沖勘堂、沖大所、沖役田」を、「学田」の次に「、上新田」を加え、「潜水谷地」を「清水谷地」に、「及び山前」を「、山前及び東谷地」に改め、「化粧坂」の次に「、小桜」を、「小町井」の次に「、小谷地」を加え、「志賀町」を「塩釜派、志賀町一丁目から志賀町三丁目まで」に、「上意江、叔廻前」を「叔廻前、上意江」に改め、「新妻の神」の次に「、新大所、新原田」を加え、「塔の越、西館」を「塔ノ越、中勘堂、中大所、中役田、西館」に改め、「藤ヶ崎町」の次に「、二ツ檀、待井」を、「葦山」の次に「、葦山浦、葦山沖」を、「役田」の次に「、山崎」を加え、同表北浦駐在所の項中「山前」の次に「、東谷地」を加え、同表中埴駐在所の項中「南高城」の次に「、南牧ノ目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定

「 塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号	を
（ 塩釜警察署	南宮駐在所	多賀城市山王字前田12番地の4	に改

「 塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号	に改
---------	-------	----------------	----

める部分に限る。）及び別表第4の改正規定（塩釜警察署の表多賀城交番の項の次に南宮交番の項を加える部分及び同表南宮駐在所の項を削る部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。